

# 運転免許証への旧姓併記について

令和元年12月1日から、御希望に応じて運転免許証に旧姓を併記できるようになりました。

## お持ちの運転免許証に旧姓を併記する場合

下図のとおり、運転免許証裏面の備考欄に「旧姓を使用したフルネーム」が記載されます。



備考 旧姓を使用した氏名：東京花子〇〇公委

以下の部分を使用して臓器提供に関する意思表示をすることができます(記入は自由です)。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。  
 1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。  
 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。  
 3. 私は、臓器を提供しません。  
 (1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)  
 【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・脾(すい)臓・小腸・眼球】

【特記欄：】 (自筆署名) 年 月 日  
 (署名年月日)

## 新しい運転免許証の交付を受ける場合

下図のとおり、運転免許証表面の氏名欄に「旧姓を使用したフルネーム」が記載されます。



[ ]で囲まれている部分が、旧姓を使用した氏名です。

備考 氏名欄の括弧内は旧姓を使用した氏名〇〇公委

以下の部分を使用して臓器提供に関する意思表示をすることができます(記入は自由です)。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。  
 1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。  
 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。  
 3. 私は、臓器を提供しません。  
 (1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)  
 【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・脾(すい)臓・小腸・眼球】

【特記欄：】 (自筆署名) 年 月 日  
 (署名年月日)

再交付の場合は2,250円の手数料がかかります。

## 【手続に必要なもの】(以下のいずれかと運転免許証)

- 旧姓が記載された住民票 … 「旧氏」欄に旧姓が記載されているもの
- 旧姓が記載されたマイナンバーカード … 「追記」欄に旧姓が記載されているもの又は「氏名」欄に氏[旧氏]名が記載されているもの

住民票の写しやマイナンバーカードに旧姓を併記するための手続については、市役所等にお問い合わせください。

※ 受付場所・受付時間については、運転免許センター又は警察署にお問い合わせいただくか、熊本県警察ホームページの運転免許手続をご覧ください。

※ 旧姓併記をされた場合、更新のお知らせ(はがき)など運転免許に関する通知の全てに旧姓を使用した氏名が記載されます。